

令和元年法律第四十九号

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

目次

- 第一次 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二次 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三次 第三章 基本的施策（第九条—第十七条）
- 第四章 協議の場等（第十八条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十二条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であつて、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍及び視覚障害者等が利用しやすい書籍等が利用しやすい電子書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」といふ。）の量的拡充及び質の向上が図られるこ

と。文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させたたに協議しなければならない。

文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第六条 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第六条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。（財政上の措置等）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」といいう。）を定めなければならない。

基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に

し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視

覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であつてインターネットにより視覚障害者等に提供される全国的なネットワークの運営に対する支援

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」といいう。）及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

二 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

三 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

四 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

五 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

六 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

七 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

八 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

九 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

十 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

十一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

十二 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

十三 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

十四 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

十五 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

十六 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

十七 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

十八 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

十九 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

二十 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

二十一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

二十二 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

二十三 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

二十四 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

二十五 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

二十六 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

二十七 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

二十八 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

二十九 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

三十 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十三条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たつて必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たつて必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の便利性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害

者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るために、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十一条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。